随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（健康福祉局分）（令和7年2月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先 （直通）	業務名	契約業者名	契約金額 （税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	健康福祉総務課	228-7212	福祉総合情報システム制度改正対応業務（令和7年4月施行分）	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	34,334,720	R7.2.21	本業務の目的は、既存の福祉総合情報システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく、令和7年4月に予定されている障害者総合支援法に基づく自立支援給付制度等の改正に対応するためにシステムの改修を行うことである。当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる高齢者・障害者（児）福祉事業に係る各業務の遅延、窓口対応の停滞が発生し、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあることから、本業務を履行できるものは、当該システムを構築した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）	1者随契	債務負担
2	感染症対策課	222-9933	令和6年度堺市社会福祉施設等感染対策支援業務	公益社団法人大阪府看護協会	―	R7.2.6	本業務は、重症化リスクの高い高齢者等が多く入所する施設等に対し、感染対策支援を行い、必要に応じて医療連携を行うものである。それらを通じ、感染症集団発生の未然・拡大防止を図り、市内施設等の感染対策に係る知識・ノウハウの向上による体制強化や協力医療機関との連携をより強固なものとすることを目的とする。 本業務を履行するには、施設利用者の看護、介護の視点を踏まえた上で、施設内における感染症の未然・拡大防止の管理手法等についての高度な専門的知識及び技術を有する感染管理認定看護師等でなければ、対象施設の概要・特性や現に発生した感染症の状況等を踏まえた感染対策が取られず、適正に履行することができない。 感染管理認定看護師等の適切かつ速やかな派遣並びに対象施設及び同施設の協力医療機関の医師との調整を包括的に管理、実行することができるのは、感染管理認定看護師等を含む約50,000名の看護師等が会員となっている大阪府内唯一の団体である当該相手方のみである。 本業務は、協力医療機関、医師と連携し、感染症対応を行う等医療に準ずるものであり、競争入札になじむものではなく、本業務を適正に履行できるのは、相応の資力、信用、技術、経験等を有し確実な履行が見込まれる公益社団法人大阪府看護協会以外にないため、当該相手方と随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	単価契約 33,740円/件ほか